

令和4年第2回臨時会

(3月29日招集)

山都町議会会議録

令和4年3月第2回山都町議会臨時会会議録目次

○3月29日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 議案第38号 山都町行政区設置条例の一部改正について	2
日程第4 議案第40号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	3
日程第5 議案第41号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線（R3国債））	6
日程第6 議案第42号 工事請負変更契約の締結について（通潤橋周辺公園整備工事）	8
日程第7 議案第39号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について	10
閉会	11

3 月 29 日（火曜日）

令和4年3月第2回山都町議会臨時会会議録

1. 令和4年3月29日午後3時0分招集
2. 令和4年3月29日午後3時0分開会
3. 令和4年3月29日午後3時37分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第1日)(第1号)
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第38号 山都町行政区設置条例の一部改正について
 - 日程第4 議案第40号 令和3年度山都町一般会計補正予算(第9号)について
 - 日程第5 議案第41号 工事請負変更契約の締結について(水の田尾下鶴線(R3国債))
 - 日程第6 議案第42号 工事請負変更契約の締結について(通潤橋周辺公園整備工事)
 - 日程第7 議案第39号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	4番 西 田 由未子
5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典	7番 興 梶 誠
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

3番 眞 原 誠

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩

そよう病院事務長 藤 嶋 厚 美

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午後3時0分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和4年第2回山都町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、後藤壽廣君、12番、工藤文範君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

日程第3 議案第38号 山都町行政区設置条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、議案第38号「山都町行政区設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。議案第38号、山都町行政区設置条例の一部改正について。

山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月29日提出、山都町長です。

提案理由です。行政区の区域等の統合に伴い、山都町行政区設置条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目と3枚目につきましては、改正文というものでございます。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行する。

4枚目の新旧対照表で確認をいただきたいというふうに思います。左側が現行で、右側が改正後というところでございます。

まず、行政区、牧野谷山が、行政区、牧野を構成する区域に編入されるものというものでございます。次に、現行の行政区、北中島第1を構成します区域で、1区下鶴上、1区下鶴下につきまして、申出がありましたので、1区下鶴に統合するというものでございます。地域における協議によりまして、町のほうに2件の届出が出たというものでございます。

なお、行政区と申しますのは、行政事務処理上の便宜上設定したものであるということで御理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「山都町行政区設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第40号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第40号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）につきまして、説明を申し上げます。

歳出から説明いたしますので、11ページをお願いします。

6款1項の商工費でございます。

5目山の都づくり事業費におきまして、道の駅建設に係ります工事請負費2億9,501万6,000円を計上するというものでございます。この工事につきましては、条件つき一般競争入札として、2月15日から3月15日までを入札期間と設定し、3月16日に開札をいたしました。が、応札者がなく不調となったというものでございます。令和2年度からの繰越予算でございましたので、契約行為がなく事故繰越ができませんので、今回、令和3年度予算として改めて事業予算を編成したというものでございます。

財源内訳につきましては、国の地方創生拠点整備交付金1億4,750万8,000円、地方債としまし

て、熊本県市町村振興資金を1億円借り入れるというものでございます。この資金につきましては、無利子でございますが交付税措置はございません。残りを一般財源で賄うというものでございます。

建築工事の総額としましては、令和3年度の補正第5号予算で計上いたしました分、約9,000万円を加えました3億8,501万6,000円というものが工事費の総額というものになるものでございます。

13款予備費は、調整でございます。

9ページの歳入をお願いします。

12款地方交付税でございます。特別交付税として4,749万2,000円を計上しております。

19款寄附金につきましては、ランバーやまと様から1,500万円を御寄附いただいたものでございます。

10ページでございます。

20款の財政調整基金につきましては、寄附金を受け入れましたので調整したものというものでございます。

23節は町債ということで、先ほど説明申し上げました起債関係でございます。1億円でございます。

戻って5ページをお願いします。

第2表の繰越明許費補正でございます。道の駅整備事業分を翌年度に繰り越して行うものというものでございます。先ほど説明申し上げましたとおり、令和3年度分の変更として、補正予算5号で9,000万円の計上と、今回分の2億9,501万6,000円を加えまして、総額で3億8,501万6,000円となるものでございます。

次の6ページでございます。

第3表、地方債の補正の追加ということで、熊本県市町村振興資金を借り入れるというものの説明でございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億2,100万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加は、第3表地方債補正による。

令和4年3月29日提出、山都町長です。

それから、資料を御覧いただきたいと思います。予算の仕組みに関する一例を示しているというもので御理解をいただきたいと思います。

まず、1番でございます。通常予算の執行ということで、令和3年度を挟みました繰越しの状況を説明するというものでございます。令和2年度の現年度予算を繰り越して3年度で執行するという形でございます。

2年度から3年度に繰り越す場合は、契約でも未契約でも繰越しを可能ということで、このたびの3年度の繰越予算でございましたが、いわゆる契約行為、不調でございましたので契約はできませんので、事故繰越ができないというものでございます。契約ができれば、4年度に事故繰越予算ということで、執行ができるものでございますが。

2におきまして、今回の予算の流れと申しますか、一応2年度から繰り越した分につきましては、3年度に繰り越しましたが、入札不調ですので、これ以上の予算の執行はできないということで、補正9号で新たに令和3年度の現年度予算として計上して、4年度に繰り越していくという説明でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） この道の駅については、高速開通を見据えて、少しでも早く建設関係が進む予定で進められたと思うんですけども、応札が不調だったということで、その原因とか今後の対応、そういったところ、また、その応札内容というかそういったのがどう考えていかれるのかをお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 説明申し上げます。今回の予定価格というのが3億8,500万ということで、近年、町が発注しました工事としては非常に大きなものがございましたので、条件付きの一般競争入札ということで、広く業者を募るということでございました。あわせまして、地域の業者、町内業者の育成ということも併せまして、ジョイントベンチャーという面も併せて行ったところでございます。

応札がなかったことにつきましては、我々はちょっと知る由もございませんけども、今後につきましては、最初の工事の条件を少し緩和するなり何なりの対応をする必要があるかなということで、本予算が成立いたしましたらば、そういった形で進めていくということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 今後については、その応札結果で進めるというのは、応札が、入札がうまくいくかどうかということのも非常に不安なところでございますし、また、私たちとすれば、できるだけ地元の業者を使ってほしいし、そういったところで考えて入札関係があったのだとは

思いますけども、聞くところによりますと、JV方式をすると大手の企業が取って、それも山都町業者じゃなくて、市内あたり的高手と一緒にやっていくってなったときに、両方にメリットが少ないという話をよく聞きます。

やっぱり、できたら山都町内でそういうJV関係をつくっていただいて、受けていただくのが一番理想じゃないかなと思いますし、ただ役場から、頑張ってくださいとか、そういう話ができるのかどうかもちょっと、いろんな兼ね合いがあって疑問視するところではございますけども、どうかして入札を済ませんことには話にならないと思いますので、そういったところをもうちょっと何か、こうしますとかそういうのがありましたらお答えください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） まず、建築・建設工事の町内に発注する場合につきましては、山都町の工事入札参加資格の格付要綱というのを決めております。

これは、やはりきちっとした公共工事の建築、あるいは道路にしろ、完成物を期待する必要があると思いますので、通常ですと、建築工事一式規模が1億3,200万以上につきましては、A1等級というのがございますが、その業者を選定することとなっております。

本年度の格付には、A1を有する業者は山都町内には存在しないということでございますので、どうしても大手と申しますか、県内の大手を指名せざるを得ないような状況でしたということでございます。

ただし、今回、不調ということでございましたので、参加点数というか、今回は1,100点以上ということでございましたので、1,100点というランクの点数でございますが、それを引き下げていくという方法になるかなというふうに思っております。

その引下げ幅につきましては、様々な状況等を考慮しながら行っていくというところで御理解をいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑は終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号 工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線（R3国債））

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第41号「工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線（令和3年度国債））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、説明いたします。議案第41号、工事請負変更契約の締結について。

令和3年第3回定例会において議決された水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債）のうち、契約金額9,350万円を9,477万9,974円に変更することとする。

令和4年3月29日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負変更契約概要です。

- 1、工事番号、民安3国第1号。
- 2、工事名、水の田尾下鶴線道路改良工事（R3国債）。
- 3、工事場所、山都町北中島地内。
- 4、当初契約年月日、令和3年9月2日。
- 5、財源内訳、表に記載のとおりでございます。
- 6、工事内容です。変更の主な工種としまして、施工延長、改良部について9.7メートルの減、舗装部について8メートルの増、仮設盛土工358立方メートルの増、大型土のう58袋の増となっております。

7、契約の相手方、上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

次のページをお願いいたします。

公共工事請負変更仮契約の写しです。1から3までは先ほど説明しましたので省略いたします。

4、変更契約事項、増額127万9,974円。

令和3年9月2日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときはこの契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月14日。発注者、山都町長。受注者、熊本県上益城郡山都町千滝222の1、株式会社尾上建設、代表取締役上村雄二。

次のページをお願いいたします。

工事平面図になります。赤色で着色した部分が、工事の範囲を示しております。

図面右上に旗揚げしております改良延長、当初285メートルとしておりましたけれども、終点部の大平橋橋台工事を行う大型機械を使用します作業ヤードを確保するため、大型土のうと盛土工を施工する必要がありましたので、延長を9.7メートル短くし、275.3メートルとするものです。

また、図面下に表示しております舗装延長を、当初593.6メートルとしておりますが、既存道

路との段差を調整するため、延長を8メートル延ばし、601.6メートルに変更するものです。

なお、工事は、道路のり面を掘削し、その発生した泥を路肩の盛土として使用します。

なお、舗装につきましては、前年度改良部分と今年度改良した部分を併せて舗装をするものでございます。

工期は令和4年9月30日まででございます。

次のページをお願いいたします。

大平橋の全体図です。赤色で着色している部分が、今回施工する範囲でございます。

本年度は下部工のみでございますので、上部工については令和4年度9月以降に発注を予定しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

標準断面図でございます。のり面の掘削と路肩部分を盛土し、道路拡幅をするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線（R3国債）」は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 工事請負変更契約の締結について（通潤橋周辺公園整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第42号「工事請負変更契約の締結について（通潤橋周辺公園整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第42号について御説明いたします。議案第42号、工事請負変更契約の締結について。

令和3年第6回山都町議会臨時会において議決された通潤橋周辺公園整備工事のうち、契約金額1億10万円を1億777万9,989円に変更することとする。

令和4年3月29日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこ

の議案を提出する理由です。

次のページ、1ページを御覧ください。

工事請負変更契約概要です。

1、工事番号、山創造観第18号。

2、工事名、通潤橋周辺公園整備工事。

3、工事場所、山都町城原地内。

4、当初契約年月日、令和3年11月22日。

5、財源内訳です。変更後のみ申し上げます。交付金については、農山漁村振興交付金です。変更後、4,934万9,000円です。その他財源は起債になります。過疎対策事業債5,840万円です。一般財源は3万989円です。合計の1億777万9,989円となります。

6、工事内容です。変更内容は、当初予定しておりました1室のパネル式トイレを多目的トイレ、男子・女子用トイレの3室のトイレに変更するものです。詳細は後ほど御説明いたします。それと、公園の地盤高を計画高から15センチかさ上げすることにより、掘削工の減、盛土工の増、残土処理工が減となったものです。さらに、側溝再利用の延長による側溝蓋の処理と、高木撤去による産廃処理費の増による変更です。数量については記載のとおりです。

7、契約の相手方。熊本県上益城郡山都町杉木465の1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

2ページを御覧ください。

公共工事請負変更仮契約書です。1番から3番までは、先ほど読み上げたとおりです。

4番、変更契約事項、変更工事請負額、767万9,989円の増額となります。

令和4年3月17日付、請負変更契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月18日。発注者、山都町長、梅田穰。受注者、上益城郡山都町杉木465の1、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

3ページが位置図となっております。

町営中央体育館の東側、五老ヶ滝川を挟んで対岸のスペースになります。

次のページ、4ページが計画平面図です。

赤字で示しておりますところが変更箇所になりますが、一番大きな変更については、図面の中ほどに管理倉庫がございますが、その右側のほうにパネル式のトイレの規格を変更しております。2.515メートル掛ける3.52の1室の多目的トイレを計画しておりましたけれども、2.515掛ける5.275の3室、多目的・男子用・女子用のトイレに変更をしております。

5ページを御覧ください。

中央が変更後のパネル式トイレの平面配置図になります。左側に、男子用として腰かけ式便器

1、小便器1、手洗い器1を設置をします。中央に多目的トイレとして、腰かけ式便器1、オストメイト設備、それとベビーチェア、ベビーシート、化粧鏡などを設置します。右側には、女子用として、腰かけ式便器1、手洗い器1、化粧鏡を設置するものです。

次の6ページは標準断面図ですが、大雨時の排水を考慮して、当初計画しておりました地盤高を15センチかさ上げするものです。

工期については、6月30日までを予定しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 質問というわけではないんですけども、この間の提案をいただいたときに、いろいろこうしてほしいということを申し上げたことを随分取り入れていただいた変更なので、ありがたいと思っております。

6月30日までにできるということで、芝生広場も一緒に、その頃出来上がるのかなと思いますので、夏に向けて、いろんな方が利用できる広場になることを期待しております。

すいません、質問じゃありませんけど、ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりを決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「工事請負変更契約の締結について（通潤橋周辺公園整備工事）」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第39号「町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） それでは、説明いたします。議案第39号、町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について。

町長及び副町長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月29日提出。山都町長。

このたびの複数年にわたる固定資産税の課税誤り事案が発生しましたことにつきましては、町

民の皆様と行政との信頼関係を損なう極めて遺憾なことであり、当該事態に対する監督者としての責任を明らかにするため、町長及び副町長の給与の特例に関する条例を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

条例等、詳細につきましては、荒木総務課長より説明をさせます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、2ページをお願い申し上げます。条例の内容についての部分でございます。

第1条につきましては、町長の給与の月額につきまして、令和4年4月1日から令和4年5月31日までの間、いわゆる特例期間と申しますが、それを設けました期間につきましては、町長の給与の月額から100分の10を乗じた額を減ずるものという内容でございます。

第2条につきましては、副町長の給与に関するものでございます。同じ特例期間を設けて、その間につきましては、100分の10を乗じた額を減ずるというものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

町長の給与、月額給与につきましては、79万1,900円でございますので、減ずる額としましては総額で15万8,090円、それから、副町長につきましては、給料月額が59万3,900円でございますので、総額で11万8,780円の減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和4年第2回山都町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後3時37分

令和4年3月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第38号 山都町行政区設置条例の一部改正について

3月29日 原案可決

議案第40号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	3月29日	原案可決
議案第41号	工事請負変更契約の締結について（水の田尾下鶴線（R3 国債））	3月29日	原案可決
議案第42号	工事請負変更契約の締結について（通潤橋周辺公園整備工 事）	3月29日	原案可決
議案第39号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例の制定について	3月29日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長 _____

山都町議員 _____

山都町議員 _____